付録２　サービス産業動態統計調査の概要

１　調査の目的

サービス産業動態統計調査は、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにする統計（統計法（平成19年法律第53号）第２条第４項第３号に規定する基幹統計「サービス産業動態統計」）を作成することを目的としている。

２　調査の根拠法令

統計法に基づく基幹統計調査として実施している。

３　調査の対象

2021年に実施した経済センサス‐活動調査時に存在したサービス産業※１を主産業とする全国の事業所・企業等のうち、統計的手法によって選定※２された事業所・企業等を対象としており、約38,000事業所・企業等（事業所：約25,000、企業等：約13,000）を調査している。

※１　調査対象業種の詳細は付録７参照

※２　選定方法の詳細は付録３参照

４　調査票の種類及び調査事項

(1)　調査票の種類

事業所・企業等の別に、調査開始１か月目は「１か月目用調査票」、２か月目以降は「調査票」を用いて調査している。

(2)　調査事項

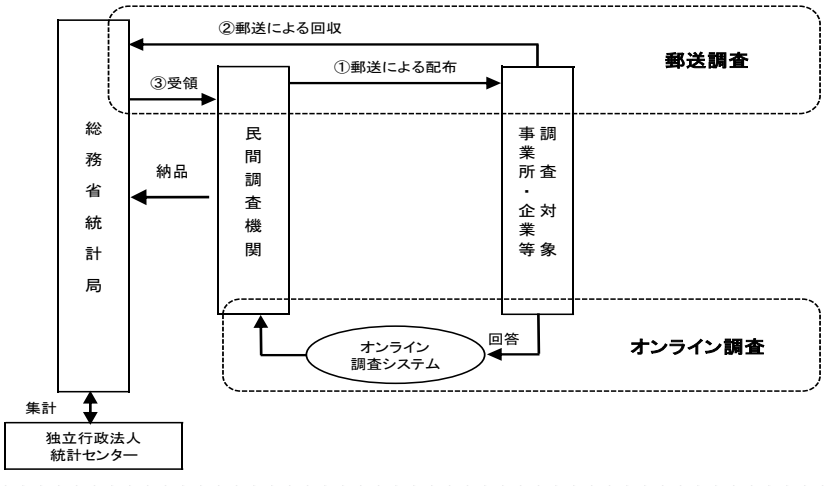
調査票ごとの調査事項は以下の表のとおりである。

	月間売上（収入）金額	事業所の主な事業の種類	月末の従業者数
１か月目用調査票（事業所用）	○（※）	○	○（※）
調査票（事業所用）	○	－	○
１か月目用調査票（企業等用）	○（事業活動別）（※）	－	○（※）
調査票（企業等用）	○（事業活動別）	－	○

※調査月及びその前月分を調査

5　調査の方法

調査は、民間調査機関に委託し、調査対象事業所・企業等の事業主又は事業主に代わる者が配布された調査票に記入することにより実施している。調査票の配布・回収は、郵送又はオンライン調査により行っている。ただし、調査票が未回収の場合については、調査員が調査事業所を直接訪問し、回収を行うことがある。



6　集計

集計は、独立行政法人統計センターにおいて行っている。

7　結果の公表

調査結果は、速報及び確報により、インターネット及び閲覧に供する方法で公表している。

速報：原則、調査実施月の翌々月の下旬までに公表

確報：原則、調査実施月の５か月後の下旬までに公表